

ることあります。

そして本会が当面取り組むべき緊急課題としては、わたしたち一般住民の痛切な願望である自然を生かしたレクリエーション地帯の確保、桜川堤およびその河川敷の自然公園化、霞ヶ浦の水質浄化等であり、これらの問題を広く市民に訴え、協力を得るよう努力することであると考えます。

しかし、このような目的達成のためには、多くの市民の深いご理解と、積極的な賛同がぜひとも必要であり、かまた 実際に見る成果を挙げるまでには、相当の時間と根拠を要することを覚悟しなくてはなりません。どうか、わたしたちや多くの子どもたち、そして人間世界を取りまく無数の生物が、永遠に恵まれた美しい自然の中で生きていけますよう、皆様の絶大なご支援と、協力を熱望する次第であります。

## 土浦の自然を守る会規約

### 第一章 名称および事務所

第一条 本会は、土浦の自然を守る会と称する。

第二条 事務所を土浦市小桜町三一七八の一佐賀宅に置く。(電話・21局〇三五七)

### 第二章 目的および活動

第三条 本会は土浦およびその周辺の自然に親しみつつ、実地調査研究を行ない破壊されゆく自然の保護、育成に努力することを目的とする。

第四条 本会は第三条の目的を達成するため次の活動を行なう。

一、土浦周辺の自然に関する資料の収集および実地調査研究。

二、一の調査資料に基づき、刊行物の作成、講習会等の方策により一般住民の土浦およびその周辺地区の現状と未来に関する認識を深めるよう努力する。

三、必要に応じて、広く署名運動を行なう。

四、自然保護活動を行なう諸団体との資料の交換現状報告等を行なうことにより、互の連絡提